

## 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備費補助金の概要

### 1 目的

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき特定行為研修を行う指定研修機関（1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定するもの）の設置準備や運営に係る施設整備を支援することにより、指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図ることを目的とする。

### 2 補助対象者

保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた学校、病院その他の者、もしくは、保健師助産師看護師法に基づき指定を受けることのできる学校、病院その他の者であって、年度内に指定研修機関の指定に係る審査を受ける者

ただし、地方公共団体地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び大学院の教育課程として特定行為研修を行う者は除く。

### 3 補助率

1/2

### 4 補助対象経費

看護師の特定行為研修の実施に必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

### 5 基準額

基準面積に単価を乗じた額とする。

・基準面積：80m<sup>2</sup>（ただし、補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。）

鉄筋コンクリート造 484,000円／m<sup>2</sup> × 基準面積

ブロック造 214,000円／m<sup>2</sup> × 基準面積

木造 355,000円／m<sup>2</sup> × 基準面積

### 6 その他

- (1) 補助金を受けようとする場合は、事業内容が関係法令等の規定に適合していることが条件となるので、留意すること。
- (2) 補助金を受けて整備した建物等は、財産処分（増改築、用途変更等含む）に一定期間の制限を受けることに留意すること。
- (3) 敷地の状況が「借地」の場合は、長期使用が可能である証明書又は、土地の購入計画書が必要になるので留意すること。